

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第3区分
【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2013-88912(P2013-88912A)
【公開日】平成25年5月13日(2013.5.13)
【年通号数】公開・登録公報2013-023
【出願番号】特願2011-226876(P2011-226876)
【国際特許分類】

G 0 6 F 3/041 (2006.01)

G 0 6 F 3/044 (2006.01)

B 6 0 R 16/02 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 3/041 3 1 0

G 0 6 F 3/041 3 3 0 D

G 0 6 F 3/044 E

B 6 0 R 16/02 6 3 0 L

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月8日(2014.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2次元の操作面を備えるタッチ操作部と、
前記タッチ操作部に設けられる静電センサと、
前記タッチ操作部に設けられ、前記タッチ操作部に付与される圧力又は荷重を検出する
押下圧力検出手段と、
制御装置とを備え、
前記制御装置は、
前記静電センサの出力に基づいて、前記操作面内における指の接触点の二次元座標を検
出する接触点座標検出手段と、
前記接触点座標検出手段により検出される二次元座標に基づいて、複数の操作項目のう
ちの1つの操作項目を選択する操作項目選択手段と、
前記押下圧力検出手段の出力が所定の第1閾値を超えた場合に、選択された操作項目の
決定操作を検出する決定操作検出手段とを備え、
前記操作項目選択手段は、前記押下圧力検出手段の出力がゼロより大きい所定の第2閾
値を超えるが前記第1閾値を超えない間、前記接触点座標検出手段の検出結果の変化に対
して、操作項目の選択の変更を抑制することを特徴とする、車両用操作装置。

【請求項2】

前記操作項目選択手段は、前記押下圧力検出手段の出力がゼロより大きい所定の第2閾
値を超えるが前記第1閾値を超えない間、前記接触点座標検出手段により検出される二次
元座標の変化方向が所定方向である場合、操作項目の選択の変更を抑制する、請求項1に
記載の車両用操作装置。

【請求項3】

前記操作項目選択手段は、前記押下圧力検出手段の出力がゼロより大きい所定の第2閾
値を超えるが前記第1閾値を超えない間、前記接触点座標検出手段により検出される二次

元座標の変化方向が所定方向であり、且つ、前記接触点座標検出手段により検出される二次元座標の変化量が所定値未満である場合、操作項目の選択の変更を抑制する、請求項 1 に記載の車両用操作装置。

【請求項 4】

前記操作面に対して垂直方向に前記操作面を視たときの操作者を基準として、前記操作面の横方向を x 軸とし、縦方向を y 軸とし、左手前側を原点としたとき、前記所定方向は、y 軸における前記操作面の奥側から手前側に向かう方向である、請求項 2 又は 3 に記載の車両用操作装置。

【請求項 5】

前記操作項目選択手段は、前記操作面内におけるそれぞれ異なる二次元座標に対応付けられた複数の操作項目の中から、前記接触点座標検出手段により検出される二次元座標に対応する 1 つの操作項目を選択する、請求項 1 ~ 4 のうちのいずれか 1 項に記載の車両用操作装置。